

トンネル・大型カルバートにおける
定期点検・長寿命化修繕計画・補修設計
包括業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

令和 8 年（2026 年） 8 月

宝塚市

トンネル・大型カルバートにおける定期点検・長寿命化修繕計画・補修設計包括業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

1 事業概要

- (1) 業 務 名 トンネル・大型カルバートにおける定期点検・長寿命化修繕計画・補修設計包括業務委託
- (2) 目 的 本業務は、トンネル・大型カルバートにおける定期点検、長寿命化修繕計画（更新）、補修設計について、従来の個別発注から複数年で包括して委託することで、コストの縮減、業務間の連携によるアセットマネジメントの効率化、一層の品質向上を図るとともに、新技術の導入による業務の高度化・効率化を図ることを目的とする。
- (3) 業務場所 宝塚市 山手台東 5 丁目外 地内
- (4) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (5) 業務期間 契約締結の日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

2 提案限度額

【令和 8 年度】トンネル定期点検業務に係る費用

金 7,431,600 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

【令和 9 年度】大型カルバート定期点検業務 / トンネル・大型カルバート長寿命化修繕計画策定業務に係る費用

金 10,558,900 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

【令和 10 年度】トンネル・大型カルバート補修設計業務に係る費用

金 29,310,600 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

※提案限度額は、見積価格の上限を示すものであり、本市がこの金額での契約を約束するものではない。

※見積価格が各年度の提案限度額を一か年でも超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（単独又は共同事業体（複数の企業の共同体））は、参加表明書等の書類提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 宝塚市における令和 7・8 年度（2025・2026 年度）測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者であること。
なお、共同企業体においては、代表企業が上記の入札参加資格を有する企業であること。
- (2) 過去 10 年間（平成 28 年（2016 年）4 月以降契約分）において、公共団体等（国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関＜公団、公社、事業団等＞）が発注したトンネルまたは大型カルバートにおける「定期点検業務」、「長寿命化修繕計画策定業務」、「補修設計業務」のいずれか一つ以上を元請けとして受注した実績があり、実績を書類で提出できること。なお、共同企業体においては、代表企業が上記の実績を有する企業であること。

- (3) 管理技術者及び照査技術者を配置すること。各技術者は提案者（共同企業体の場合は構成企業）と正規雇用関係にあること。

①管理技術者

- ・資格要件（いずれかを満たすこと）

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設—トンネル）

(イ) 技術士（建設部門：トンネル）

(ウ) RCCM（トンネル）

(エ) 上級土木技術者（コース B：トンネル・地下）

(オ) 上記(ウ)(エ)の他、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規定」に基づき、トンネルの「点検」及び「診断」の担当技術者、かつ、「計画・調査・設計」の管理技術者・照査技術者として技術者登録簿に登録された資格

- ・業務実績

過去 10 年間（平成 28 年（2016 年）4 月以降契約分）において、(2) に示した業務の履行実績を有すること。（ただし、役職は問わない。）

なお、管理技術者と照査技術者は兼任することができないものとする。

②照査技術者

- ・資格要件（いずれかを満たすこと）

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設—トンネル）

(イ) 技術士（建設部門：トンネル）

(ウ) RCCM（トンネル）

(エ) 上級土木技術者（コース B：トンネル・地下）

(オ) 上記(ウ)(エ)の他、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規定」に基づき、トンネルの「点検」及び「診断」の担当技術者、かつ、「計画・調査・設計」の管理技術者・照査技術者として技術者登録簿に登録された資格

なお、管理技術者と照査技術者は兼任することができないものとする。

- (4) 本実施要領の配布の日から企画提案書提出日までの期間に、次に掲げる事項に該当する者でないこと。

①宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に基づく資格制限に該当する者

③宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 3 号に該当する者

④建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を受けている者

⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、それぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りではない。

⑥国税及び市町村税を滞納していないこと。

※(4)については、全ての構成員が要件を満たすこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年(2026年) 8月21日(金) 15時00分まで(必着)
- (2) 提出場所 宝塚市役所 都市安全部 道路管理課(本庁舎3階)
(担当者) 石川・下脇
- (3) 提出方法 質問書(様式1)により、持参、FAX又はメールにて提出すること。
持参、FAX又はメール以外の方法で提出された質問には回答しない。
(FAX) 0797-77-2102
(メール) m-takarazuka0083@city.takarazuka.lg.jp
- (4) 回答日 令和8年(2026年) 8月31日(月) 13時00分から
- (5) 回答方法 回答は質問者名を伏せ、質問者及び参加申込書を提出している者すべてに回答するとともに市ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出期限 No.1~8 令和8年(2026年) 9月4日(金) 15時00分まで(必着)
No.9~11 令和8年(2026年) 9月30日(水) 15時00分まで(必着)
- (2) 提出場所 宝塚市役所 都市安全部 道路管理課(本庁舎3階)
(住所) 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
(担当者) 石川、下脇
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)
- (4) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数
1	参加申込書	2	原本1部 副本9部
2	法人等概要書	3	
3	類似業務実績調書	4	
4	管理責任者の経歴等	5	
5	照査技術者の経歴等	6	
6	誓約書	7	
7	共同企業体結成届 (共同事業体を結成する場合のみ)	8	
8	共同企業体結成に係る委任状 (共同事業体を結成する場合のみ)	8-2	
9	価格見積書	任意	
10	工程表	任意	
11	企画提案書	任意	

6 審査方法

- (1) 選考について

トンネル・大型カルバートにおける定期点検・長寿命化修繕計画・補修設計包括業務委託公募型プロポーザル審査会(以下、「審査会」という。)を設置し、書類及びプレゼンター

ションによる審査を行う。

参加申込者が多数であった場合は、提案書等の事前評価（書類選考）を行い、評価上位の提案についてのみプレゼンテーションを実施する。

なお、審査は非公開とする。

（２）プレゼンテーションによる審査

プレゼンテーションは参加者が企画提案書に沿って説明するものとする。

※プレゼンテーションへの参加は、企画提案書等の内容が要件を満たしている事業者のみとする。

① 実施日時 令和８年（２０２６年）１０月１９日（月）１３時００分から

② 実施会場 宝塚市役所 特別会議室（本庁舎４階）

③ 実施方法

ア 出席者は１提案につき５名以内とすること。

イ １応募あたりの持ち時間は３０分（説明２０分、質疑応答１０分）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行う。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

エ パソコン等を持ち込んで説明する場合は、事務局でモニターとプロジェクターを準備するので、事前に事務局に連絡すること。

（３）受託候補者の決定

①提出された企画提案書等の書類選考及びプレゼンテーションによる審査を行い、「７ 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいて採点した結果、評価点数の上位１者を優先交渉権者とし、受託候補者として選定する。また、次点者を次点候補者として選定し、受託候補者が辞退もしくは失格等になった場合、次点候補者が受託候補者となる。

なお、評価点数は（２）プレゼンテーションによる審査に参加した審査員の平均とする。

②評価点数の同じものが２者以上いるときは、企画提案内容に関する評価点数が高いものを上位として決定する。

③企画提案書の提出が１者のみの場合であっても、審査を実施する。

④評価点数が満点の６０％未満の場合は不採用とする。

（４）審査結果の通知

審査結果は、郵送にてプレゼンテーションに参加した全事業者（共同企業体においては代表企業のみ）に、令和８年（２０２６年）１０月２３日（金）に文書で通知する。

７ 審査基準及び配点

審査項目	採点割合	主な審査基準
①業務実績	10/100	・過去の類似業務等の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力、経験を有しているか ※共同企業体においては、構成員を含む全社の実績により審査する
②配置技術者	10/100	・高度な専門知識を有する技術者が配置されているか
③実施体制	5/100	・業務実施にあたり、人員配置や体制について十分な配慮

		がなされているか
④業務理解度、実現性	5/100	・本業務の目的と内容を理解しており、且つ具体的な提案であり実現性が高いか
⑤品質確保	20/100	・業務成果品の品質確保のため具体的な手法や工夫が示されているか
⑥業務改善	15/100	・業務効率化を図り、業務改善に寄与する提案となっているか
⑦新規性	20/100	・新技術等の採用により工期やコストの短縮、業務の高度化、効率化が図れているか
⑧価格	15/100	・見積書により次のとおり算出する 配分点×提案全者の最低見積価格÷提案者の見積価格

8 日程

- ・ 公示 令和 8 年（2026 年）8 月 3 日（月）から
- ・ 質問受付締切 令和 8 年（2026 年）8 月 2 1 日（金）15 時 00 分まで
- ・ 参加申込書等受付締切 令和 8 年（2026 年）9 月 4 日（金）15 時 00 分まで
- ・ 企画提案書等受付締切 令和 8 年（2026 年）9 月 3 0 日（水）15 時 00 分まで
- ・ プレゼンテーション時間割通知 令和 8 年（2026 年）1 0 月 9 日（金）
- ※参加申込者が多数の場合は事前に書類選考を実施
- ・ プレゼンテーション 令和 8 年（2026 年）1 0 月 1 9 日（月）
- ・ 審査結果通知 令和 8 年（2026 年）1 0 月 2 3 日（金）
- 契約締結、業務開始 令和 8 年（2026 年）1 0 月下旬

※日程につきましては、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。

9 失格事項

本プロポーザルの申請者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記「3 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 正当な理由がなくプレゼンテーションに欠席したとき。
- (7) 価格見積書の金額が、前記「2 提案限度額」の金額を超過しているとき。

10 契約

市と受託候補者は「トンネル・大型カルバートにおける定期点検・長寿命化修繕計画・補修設計包括業務委託契約」を締結する。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還せず、(7)に定める場合を除き提出者に無断でプロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査内容に係わる質問には、一切応じない。
- (6) 採用された企画提案書について、市は、提出者と協議の上変更することがある。
- (7) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求等があった場合は、原則として公開の対象文書となる。

ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とすることがあるので、これに該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

12 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所 都市安全部道路管理課

（担当者）石川、下脇

（住 所）〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

（電 話）0797-77-2094（直通）

（F A X）0797-77-2102

（Eメール）m-takarazuka0083@city.takarazuka.lg.jp

（U R L）<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>